

各都道府県主管部長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る
都道府県経由事務の廃止について（通知）

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）に定められている国土交通大臣の免許に係る申請等に係る都道府県経由事務については、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号。以下「第 11 次地方分権一括法」という。）により廃止されます。

つきましては、経由事務の廃止に係る事務等の取扱いを下記のとおり通知いたします。なお、経由事務の廃止は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日より施行されることから、施行日を定める政令を制定しましたら改めて通知いたします。

記

- 1 国土交通大臣の免許に係る宅地建物取引業者（以下「大臣免許業者」という。）等は、以下の手続について、第 11 次地方分権一括法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日以降、大臣免許業者の本店の所在地を管轄する地方整備局又は北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）へ直接、申請書等の提出を行うこと。
 - ・ 免許の申請（更新を含む。）（法第 4 条関係）
 - ・ 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更の届出（法第 9 条関係）
 - ・ 廃業等の届出（法第 11 条関係）
- 2 地方整備局等は、大臣免許業者の免許をした場合には免許申請書を、変更の届出を受理した場合には変更届を、大臣免許業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県に対し送付すること。

また、地方整備局等は、大臣免許業者の廃業等の届出を受理した場合には、廃業することとなった者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県にその旨を通知すること。

3 大臣免許業者は、以下の手続について、第 11 次地方分権一括法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日以降、大臣免許業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局等及び開設した案内所等の所在地を管轄する都道府県へ、届出書等の提出を行うこと。

- ・案内所等の開設に係る届出（法第 50 条第 2 項関係）